

消火器の規格・点検基準が変わりました!!

今回の規格・点検基準の改正の目的は、消火器の破裂事故防止です。

消火器の破裂事故の原因は様々ですが、統計的に腐食を起因とするものが多数を占めます。事故を未然に防止するためには、定期的に点検を実施し、異常があるものは新しいものに更新することが一番です。

また、腐食を起こすような場所（例：水のかかる場所等）に設置する場合は、消火器の設置位置などを再検討する必要があります。



1 消火器の規格の改正(新規格) (平成23年1月1日)

◆ 消火器のラベル表示の内容が変更されました。

…具体的には、火災の種別に応じて絵表示を消火器本体に付することなどが義務付けられました。

新銘板に表示が義務付けられた事項（住宅用以外の消火器について）



A 蓄圧式、加圧式の別

蓄圧式 加圧式

B 住宅用消火器でないこと

業務用消火器

- C**
- ・ 使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ・ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ・ 点検に関する事項
 - ・ 廃棄時の連絡先および安全な取扱いに関する事項

D 順次、この表示のある消火器に交換しなければならない。
消火器が適応する火災の絵表示(国際規格に準じたもの)等を図示

E 消火器交換の目安の表示が義務付け
標準的使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして統計上設定される標準的な期間または期限

設計標準使用期限
20XX年まで
設計上の標準使用期限を超えて使用されますと耐寿命化によるけ等の事故に直面おそれがあります。

改正後の規格の消火器を見分ける方法は?

「消火器が適応する火災の絵表示」が新たに追加されたので、この絵が表示されていれば新規格の消火器となります。

旧規格

普通
火災用

油
火災用

電気
火災用



新規格



普通火災用



油火災用

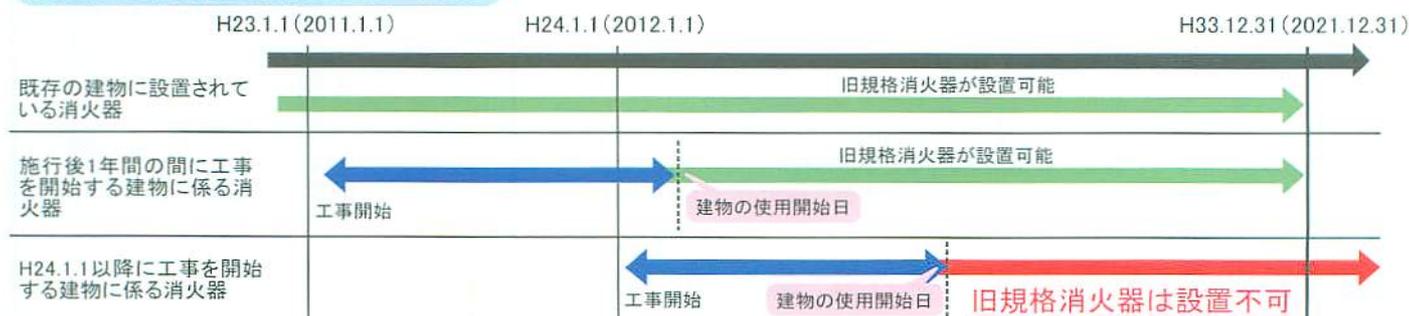


電気火災用

◆ 既存建物に設置されている旧規格の消火器については、平成33年12月31日(2021.12.31)まで設置可能です。

…ただし、平成24年1月1日(2012.1.1)以降に新たに消火器を設置する場合は、新規格の消火器でなければいけませんのでご注意ください。

旧規格消火器の設置期間シミュレーション



2 消火器の点検基準の改正（平成23年4月1日）

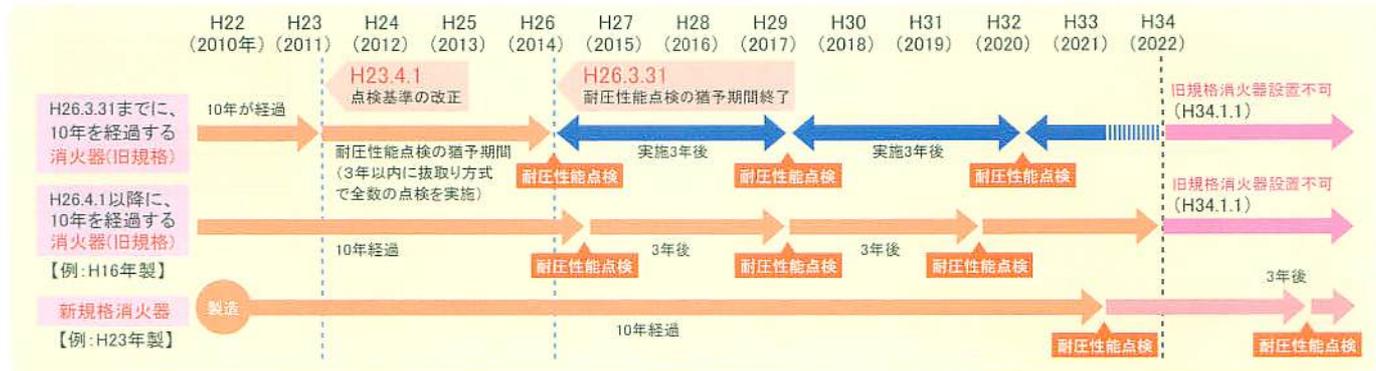
- ◆ 蓄圧式消火器の内部や機能点検の開始時期が、製造後3年から製造後5年に改正されました。
- ◆ 製造年から10年を経過した消火器又は、製造年から10年以下であっても消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものには、耐圧性能点検が義務付けられました。

…ただし、平成26年3月31日(2014.3.31)までの間は、猶予期間となっており、抜き取り方式により点検をすることができます。(猶予期間内には、消火器の全数を古いものから順に点検する必要があります。)

抜き取り方式とは？

消火器の器種別(薬剤など)や種別等をもとに、消火器のグループ分けを行った後に、各グループの確認試料を製造年の古いものから順に均等な数を抜き取って点検を行い、定められた年数の間に消火器の全数を点検する方法です。(詳しくは、消防用設備等の点検を行う際に、点検業者にご確認ください。)

● 耐圧性能点検シミュレーション



消火器に関するQ & A

Q1 一戸建ての住宅に消火器の設置義務はありますか？

A1 一戸建住宅には、消防法による消火器の設置義務はありません。ただし、店舗併用住宅等の場合、設置義務が生じる場合がありますのでご注意ください。また、一戸建住宅に自主的に消火器を設置する場合は、住宅用消火器をお勧めします。

Q2 蓄圧式と加圧式の消火器の違いは？

A2 消火器を噴射する際に使用する加圧ガスの封入方法の違いです。加圧式は、消火器本体には加圧せず、消火器内に設置された別容器に加圧ガスが封入されています。蓄圧式は、消火器容器自体に加圧ガスを封入しているため、常時容器内に圧力がかかっています。蓄圧式には、消火器本体のレバーの付近に圧力計が必ず設置されているので加圧式と見分ける一つのポイントになります。(新規格の消火器には「加圧式」、「蓄圧式」の表示が義務付けられています。)

Q3 製造年から10年を超えた消火器は使用できないんですか？

A3 消火器点検等で異常が見つからなければ使用することができますが、各消火器メーカーでは設計上の耐用年数をそれぞれ定めていますので、その期限を超えている場合は新しいものに更新することをお勧めします。
 なお、法定点検の義務がある事業所の場合、製造年から10年を経過した消火器は耐圧性能点検を行い、以降3年ごとに耐圧性能点検を行う必要があります。

Q4 消火器の廃棄についてはどうすればいいのですか？

A4 消火器の廃棄については、消火器リサイクルシステムが始まっています。引き取り場所、廃棄方法等については、
(株)消火器リサイクル推進センター
 TEL: 03-5829-6773 URL: <http://www.ferpc.jp>
 にお問い合わせいただくが、お近くの消防用設備業者にお問い合わせいただいても構いません。
(株)消火器リサイクル推進センターは、消火器の廃棄に関する事項のみのお問い合わせ先となりますので十分にご注意ください。

このチラシに関するご質問、悪質訪問販売などの情報提供につきましては、
(財)宮崎県消防設備保守協会又は、最寄りの消防署までお問い合わせください。

(財)宮崎県消防設備保守協会

TEL: 0985-27-7348 宮崎県消防長会

リサイクルシール

見本

(既製品用) 有効期限2年

リサイクルシール

見本

(新製品用) 有効期限10年